

横浜市福祉特別乗車券条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

「横浜市福祉特別乗車券条例」の一部改正に伴い、当該条例に必要な事項を定めるため、「横浜市福祉特別乗車券条例施行規則」の一部改正を予定しております。

2 改正案の概要

改正項目	規則	改正の概要
地域交通への適用	第2条	条例第2条の乗車券による交通機関の利用の改正に伴い、区域運行にも拡大するため、「区域」を追加します。 また、第3条12号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の区間又は区域は横浜市地域公共交通会議で同意されたものとする規定を追加します。
	第3条	乗車券を提示することにより、利用することができる運送事業者の範囲に地域交通を運行する事業者を加えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、かつ、同法第9条第4項による届出をした者又は同法第21条第2号の許可を受けた者を追加で規定します。

3 施行予定日

令和7年10月1日